

わでな

広報

嘉手納を知ればおもしろくなる！ 生活を楽しくするための広報紙

特集

僕たちが町を綺麗にする理由



嘉手納町LINE公式アカウント
友だち募集中！



@kadenaで検索！

嘉手納町の人口(令和4年6月末日現在)
男:6,419人 女:6,829人(5,651世帯)
合計:13,248人 前月との比較(-3人)
●出生/9人 ●死亡/10人
●転入/41人 ●転出/43人

嘉手納町が
QABデータ放送を
始めました！

詳細は左のQRコードを
スマホでチェック！



住民票や
所得課税証明書などは
コンビニで！

サービスの利用には
マイナンバーカード
が必要です。



台風シーズン到来!!

台風・風水害と避難行動

常に最新の台風情報を!

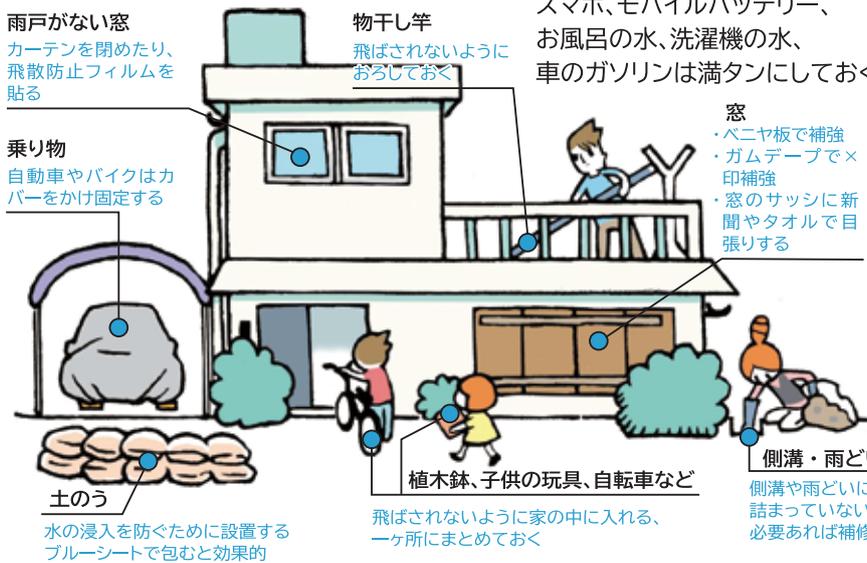


沖縄地方に近づく台風は、最も勢力が強くなったり、移動速度が遅くなったりするため、沖縄地方では長い間、台風の影響を受ける場合があります。平成30年の台風24号は、各地で記録的な大雨や暴風が吹き、一時は23万世帯が停電となりました。嘉手納町では暴風・波浪・高潮の影響につき、水釜護岸一帯にて冠水・浸水被害が発生。堤防破損等の大きな被害をもたらしました。また平成26年の台風8号では、比謝橋が冠水し道路を閉鎖しました。台風災害の防止・軽減には、普段からの備えと、早めの台風対策が重要です。また、台風接近時においては、常に最新の台風情報入手するよう心掛け、不要不急の外出を控えましょう。

✓ 台風が接近したら、まず家の補強を

雨戸がない窓
カーテンを閉めたり、飛散防止フィルムを貼る

乗り物
自動車やバイクはカバーをかけ固定する



土のう
水の浸入を防ぐために設置するブルーシートで包むと効果的

植木鉢、子供の玩具、自転車など
飛ばされないように家の中に入れる、一ヶ所にまとめておく

窓
・ベニヤ板で補強
・ガムテープで×印補強
・窓のサッシに新聞やタオルで目張りする

側溝・雨どい
側溝や雨どいに草やごみが詰まっていないか確認し、掃除する必要があれば補修

✓ 水・燃料などは満タンに

スマホ、モバイルバッテリー、お風呂の水、洗濯機の水、車のガソリンは満タンにしておく

✓ 停電や断水に備え、非常用品のチェックを

食糧、飲料水、懐中電灯、ラジオ、ライター、簡単な衣料品ぐらいは揃えて、リュックに入れておきます。

✓ 無理は禁物

洪水などにより避難路が浸水している場合は、無理に避難をせず、自宅2階や高い所で救助を待ちましょう!
ひざ下程度の深さでも流れが早い場合は非常に危険です!

特別警報が発表されたら、ただちに命を守る行動をとってください

気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合



(注)発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をします。

特別警報が出た場合、お住まいの地域は数十年に一度しかないような非常に危険な状況にあります。周囲の状況や市町村から発表される避難指示・避難勧告などの情報に留意し、ただちに命を守るための行動をとってください。

雷の被害にあわないために

雷の音と稲妻の間隔が近くなったら、家の中に入り、テレビなどのコンセントを抜き、部屋のまん中のようにしましょう。また、野外では体を低くし、雷が遠ざかるのを待ちましょう。

急傾斜地・がけの近くは、土砂災害に注意

大雨や集中豪雨で発生する土砂災害の前兆現象には、次のようなものがあります。
・小石がパラパラ落ちる
・地面にひび割れができる
・斜面からごった水が流れ出る
これらの前兆現象を発見したら町役場に連絡してください。避難勧告がでたら、すぐに避難しましょう。

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

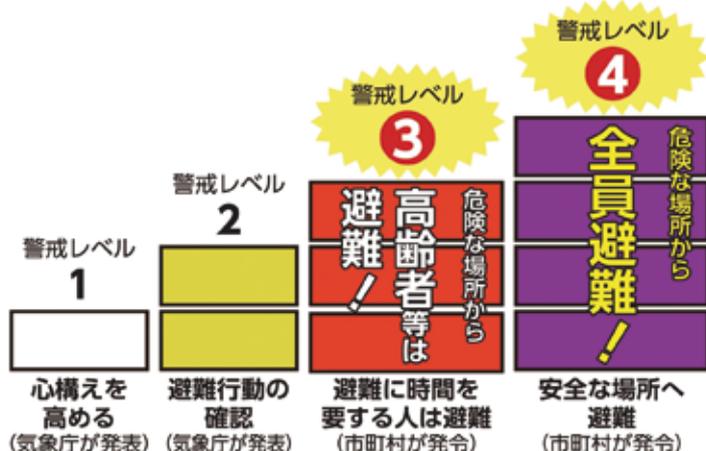
!…必ず確認してください…!

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

! **避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。**

! **危険な場所から警戒レベル3で〈高齢者などは避難〉、警戒レベル4で〈全員避難※1〉です。**

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者などに限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難指示で危険な場所から避難です

警戒レベルは、水害や土砂災害に備えて住民がとるべき行動をお知らせするために5段階にレベル分けしたもので、市区町村が避難情報と合わせて出す情報です。

! **警戒レベル5はすでに災害が発生している状況です。**

- ・警戒レベル5が出てもまだ避難できていない場合は、自宅の少しでも安全な部屋に移動したり、すぐ近くに安全な建物があればそこに移動するなど、命を守るための最善の行動をとってください。
- ・警戒レベル5災害発生情報は、市区町村が災害発生を把握できた場合に、可能な範囲で出される情報であり、必ず出される情報ではありません。

! **豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。**

! **警戒レベル4には避難指示や避難指示(緊急)※2がありますが、いずれにしても警戒レベル4で避難しましょう。**

・警戒レベル4避難指示は立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令されるもので、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

※2 警戒レベル4避難指示(緊急)は、必ず発令されるものではなく、地域の状況に応じて緊急に又は重ねて避難を促す場合などに発令されることがあるものです。

台風などに伴う停電情報について

① 沖縄電力ホームページ <http://www.okiden.co.jp> ⇒ 「停電情報」をご覧ください。

② 停電に関するお問い合わせは沖縄電力(株)コールセンター「うるま支店管内：TEL.0120-586-705」まで。

0歳児から!!

マイナンバーカードで **第2弾**
マイナポイント

最大

お好きな
キャッシュレス
決済サービスで
使える!

20,000円分の

マイナポイントがもらえる!



健康保険証としての利用申込み+公金受取口座の登録によるマイナポイント申込がスタート!

マイナンバーカード
新規取得の方、もしくは
第一弾未申し込みの方で

5,000円分

健康保険証としての
利用申込みで

7,500円分

公金受取口座の
登録で

7,500円分

マイナポイントを受け取るために必要なマイナンバーカードの申請期限は9月末までです。
申請から約1か月かかりますので、お早めに!

まずはマイナンバーカードを作ろう!!

町民保険課窓口で、職員が写真撮影から
申請までのお手伝いします!



スマートフォン

半分以上の人が
オンラインからの
申請なんだって!



① スマホで顔写真を撮影

② スマホで交付申請書の
QRコードを読み取る



交付申請書 ▶



③ 申請用WEBサイトで
メールアドレスを登録

④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、
顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

買い物ついでに! 仕事のついでに! 遊びのついでに!
お出かけ

申請がまだの方、
必見です!



お近くの携帯ショップで
スタッフがお手伝いします!!

★携帯をお持ちでない方も大丈夫です!



お近くの携帯ショップ(ドコモ、au、ソフトバンク、UQ
モバイル、Y!モバイルなど)で、マイナンバーカードの
申請をお手伝いをしています!

※来年3月迄

ご自身で行う申請方法



パソコン

- ① カメラで顔写真を撮影
- ② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了



郵便

- ① 交付申請書に必要事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を貼り付けて郵送し、申請完了

交付申請書がない場合



専用サイトから交付申請書がダウンロードできます
プリントアウトしてお使いください

マイナンバーカード 郵便



証明用写真機

- ① タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択
- ② 撮影用の料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーにかざす
- ③ 画面の案内にしたがって、必要事項を入力
- ④ 画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請完了



詳細はこちら↓



■ マイナンバーカードの時間外交付を行います (予約制)

お仕事などで平日の開庁時間に役場へご来庁できない方は、時間外交付をご利用ください。受取については、事前に予約が必要です。必ずお電話にて事前予約をお願いします。

※交付については、マイナンバーカードを申請後、「個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書」(ハガキ)を送付している方が対象です。

※マイナンバーカードの受け取りは、**必ずご本人**がお越しください。

代理受け取りは、厳格な条件を満たさない限り認められていません。

詳しくは、お電話等でお問合せください。



日	時
8月 6日(土)	午前9時～正午まで
8月18日(木)	午後8時まで
8月26日(金)	午後8時まで
8月28日(日)	午前9時～午後1時まで
8月29日(月)	午後8時まで
8月31日(水)	午後8時まで
9月 2日(金)	午後8時まで

また、マイナンバーカードに関する申請書作成等の相談をご希望の方は、事前にご連絡ください。

※夜間交付・休日交付の来庁は、役場東側入り口をご利用ください。

ご予約・お問い合わせ

町民保険課 住基年金係
TEL: 956-1111 (内線141・144)

■ マイナンバーカードをまだお持ちでない方へ QRコード付き交付申請書が順次発送されます!

マイナンバーカードをまだお持ちでない方に、7月下旬から9月上旬にかけて、オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が順次送付されます。この申請書は、国と地方公共団体が共同で運営する「地方公共団体情報システム機構」(J-LIS)から送付されます。

交付申請書の右下にあるQRコードをスマートフォンなどで読み取り、メールアドレスとメール連絡用氏名、顔写真データ、生年月日を登録するだけで、オンラインで簡単に申請ができます。

送付物見本



最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込には、マイナンバーカードが必要です。マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は、9月末までとなりますので早めの申請がおすすめです。

この機会にぜひマイナンバーカードを取得してください!
※一部送付対象外の方もいます。同様の申請書を町民保険課窓口でもお渡しできますので、お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

町民保険課 住基年金係
TEL: 956-1111 (内線141・144)

嘉手納町公の施設の指定管理者募集

嘉手納町では、嘉手納町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び同施行規則に基づき、「嘉手納町情報通信産業センター」「嘉手納町学習等施設」の指定管理者を次のとおり募集します。詳細につきましては、各施設の所管課までお問い合わせください。

◎共通事項

1 申請書、募集要項等の配布

令和4年8月22日(月)から令和4年9月6日(火)までの午前9時から5時まで(正午から午後1時までを除く。)所管課で配布する。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く

2 募集要項等に関する質問書の受付

令和4年8月22日(月)から令和4年9月5日(月)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に書面で所管課に提出すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く

3 申請受付

令和4年9月7日(水)から令和4年9月22日(木)までの午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に所定の申請書を所管課に提出すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く

4 申請の資格

(1)法人その他の団体(法人格の有無は不問であるが、個人での申請は不可)

(2)その他の資格要件は、各施設の募集要項に記載のとおりとする

5 選定の基準

(1)利用者の平等利用を確保することができるものであること

(2)事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること

(3)事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること

6 選定及び指定の方法

嘉手納町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会における調査審議の結果をふまえ、候補者を選定し、議会の承認を経て指定管理者を指定する

◎嘉手納町情報通信産業センター

1 施設の概要

名称 (1)嘉手納町マルチメディアセンター

(2)嘉手納町ICTセンター

位置 (1)嘉手納町マルチメディアセンター 嘉手納町水釜412番地

(2)嘉手納町ICTセンター 嘉手納町水釜447番地1

嘉手納町総合福祉センター 2階

施設 (1)嘉手納町マルチメディアセンター

建築構造:鉄筋コンクリート造4階建

施設面積:5,491.00㎡

各階延面積:4,465.68㎡

(エントランスホール、管理事務所、サーバールーム、パソコン広場、コンテンツスタジオ、研修室、小会議室、大会議室、業務用施設、ラウンジ、屋上広場、駐車場、トイレ)

(2) 嘉手納町ICTセンター

施設面積:539.95㎡(嘉手納町総合福祉センター2階部分)

(業務用室、リフレッシュルーム、トイレ、更衣室、会議室)

2 利用料金に関する事項

利用料金制度とする。詳細は、募集要項に記載のとおりとする

3 管理を行わせる期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで。ただし、この期間は嘉手納町議会による議決によって確定

4 説明会の開催

令和4年9月2日(金) 午前10時から午前11時まで 嘉手納町役場2階 中会議室

参加希望者は、令和4年8月31日(水)午後5時までに産業環境課へ申込

5 所管課及び問い合わせ先

〒904-0293 嘉手納町字嘉手納588番地

嘉手納町役場 産業環境課

電話番号 098-956-1111(内線326)

◎ 嘉手納町学習等施設

1 施設の概要

名称 (1) 屋良地区体育館・図書室

(2) 嘉手納地区学習等供用施設・児童館

位置 (1) 嘉手納町字嘉手納119番地39

(2) 嘉手納町字水釜558番地1

施設 (1) 屋良地区体育館・図書室

RC造平屋建 延床面積 1,017.00㎡

(事務室、図書室、体育室、小体育室、指導員室)

(2) 嘉手納地区学習等供用施設・児童館

RC造2階建 延床面積 710.30㎡

(事務室、保育室、遊戯室、集会室、図書室、研修室、休養室)

2 施設の利用料金に関する事項

利用料金制度とする。詳細は、募集要項に記載のとおりとする

3 管理を行わせる期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。ただし、この期間は嘉手納町議会による議決によって確定

4 説明会の開催

令和4年9月2日(金) 午前10時から午前11時まで

嘉手納町役場 地下展示室

参加希望者は、令和4年8月31日(水)午後5時までに子ども家庭課へ申込

5 所管課及び問い合わせ先

〒904-0293 嘉手納町字嘉手納588番地

嘉手納町役場 子ども家庭課

電話番号 098-956-1111(内線271)

僕たちが町を 綺麗にする理由

嘉手納中学校の生徒2人が、
誰に言われるでもなく
自主的にゴミ拾い活動をしていました。
そんな彼らに取材してきました。



いつから？
どうして始めたの？

以前、2人で遊んでいるときに目の前でポイ捨てをしているのを見て、ゴミを拾ったのがきっかけです。その瞬間を見たのにそのままにするのはよくないと思い、ゴミを拾い、ゴミ箱まで持っていつて捨てました。

その後もたまに、ゴミを見かけたら拾っていたんですが、ひよんなことからお互いが、ゴミを拾っていることを知って、一緒にやろうということになりました。

「両親はゴミ拾いしていることを知ってる？」

今回、取材があるって話した時に、知ったと思う。ゴミ袋をもらった時に、気にしたから何かしているとは思ってたはずだけど。

いつまで続ける予定？

（村山君）無理のない範囲で、続けていきます。今年は高校受験もあるので、時間を見つけてやっていくつもりです。高校に入ったら、大城とは別の学校になるので、一人で短時間だけやったりすると思います。

他の友達も誘ってやることは検討していないの？

（大城君）今もそうだけど、「何時まで」とか「何時間やる」と決めてやるのは、しんどいので、やりたくなくなったら村山を誘ってやりたいと思ってます。休みの日は特にやることもないから、しばらくは続けられると思ってます。

（大城君）人から無理にやらされるのは、自分も嫌だし、友達がやりたいつて言ったら考えるかな。

町民のみんなに伝えたいことはある？

（村山君）やろうって言って、友達と変な感じになるのも嫌だし、自分たちがゴミ拾いしているのは、ちょっとずつ友達にも広まっているから、興味を持ってくれたら嬉しいかな。

みんながゴミ拾いをしましょうなんて思わない。

けど、みんながゴミを捨てなかったら町が綺麗になっていくから、ちゃんとゴミ箱に捨てて欲しい。あと、それを大人の人こそ率先して取り組んで欲しい。



嘉手納中学校 3年生
大城 正志（おおしろ まさし）



嘉手納中学校 3年生
村山 瑞季（むらやま みずき）

6/15 寄附金贈呈式
株式会社德里産業様



株式会社德里産業より、嘉手納町人材育成会、嘉手納町社会福祉協議会へ、それぞれ100万円の寄附がありました。

傳道勉代表取締役社長は「これからの嘉手納町を担っているのは、子どもたちです。貧富の差が叫ばれている昨今、子どもたちには平等に学習できる環境で居て欲しいとの思いから、継続して寄附をさせていただきました。ぜひ、ご活用ください」と話しました。

當山宏町長は「寄附によって、本町の人材育成を支えて頂いています。今回頂いた寄附は、人材育成の目的に沿って大切に活用します」と話しました。

6/17 伊礼兄妹が空手道優勝報告



5月に行われた沖縄県高校総体2022、空手道男子個人組手で優勝した伊礼龍寿さん(前原高校2年)と、第18回沖縄県少年少女空手道選手権大会、1年女子の部で優勝した伊礼琉愛さん(嘉手納小学校1年)が、當山宏町長へ優勝の報告に訪れました。龍寿さんは7月の九州大会と8月の全国大会へ、琉愛さんは8月の全国大会に挑みます。

當山町長は「コロナ禍で、暗いニュースが多い中、このような報告が聞けてとても嬉しく思います。2人には精進して頂き、全国大会での良い報告を聞けることを楽しみにしています」と話しました。



嘉手納の話題

Kadena topic

5/27 防犯・交通安全講話



嘉手納地区防犯協会、嘉手納地区交通安全協会及び嘉手納警察署生活安全課は、嘉手納町第二保育所で、児童を対象に「防犯・交通安全講話」を実施しました。これは、児童の防犯に対する意識の向上や、横断歩道の渡り方の習得を図り、犯罪や事故を未然に防ぐことを目的として実施されました。

児童らは、「**い**かない・**の**らない・**お**おごえをだす・**す**ぐにげる・**し**らせる」の頭文字を取った用語、「いかのおすし」についての説明を聞き、事件・事故にあわないようするための行動を学びました。

7/7 夏の交通安全県民運動出発式



令和4年夏の交通安全県民運動出発式が町役場エントランスホールにて行われました。

本運動は7月11日から7月20日までの10日間、県民の交通安全の意識を高め、飲酒運転や交通事故などの事件・事故の防止を目的とし、県全体で交通安全を呼びかける運動です。

7
1・4

嘉手納中学生が 地域について考える



嘉手納中学校において授業の中で「嘉手納町人口倍増プラン！！町役場職員になって目玉プランを作ろう」をテーマに生徒が自ら考えた施策の発表し、嘉手納町役場企画財政課職員が採点をする検証授業を行いました。

同中学校3年2組及び3組の70名がこれまで全8回の授業の中で、年々減少している嘉手納町の人口をどう増やせるか、各グループで意見交換・討論を行い、今の嘉手納町の現状や課題を調べて、解決につながる施策を立案し、発表しました。

発表を聞いて、町企画財政課の職員は、「みなさんの考えた施策の中には、我々では思いつかないような魅力ある施策があり刺激を受けました」と話しました。

7
8

県産品優先使用の要請行動



県産品奨励月間実行委員会を代表して、公益社団法人沖縄県工業連合会の古波津昇会長及び座間味勲副会長が当山宏町長の元を訪れ県内企業への優先発注及び県産品の優先使用の要請を行いました。

要請を受けて、当山宏町長は「まだコロナウイルスによる影響の鎮静化の目途が立っていない中での物価高騰により、さらに各所へ影響がこれから出ることが予想される。地元産品の活用、地元企業の優先をこれまで以上に、認識を強めて対応させて頂く」と話しました。

7
1

社会を明るくする運動出発式



「第72回社会を明るくする運動」の出発式が行われ、中部保護区推進委員会より、内閣総理大臣、沖縄県知事及び沖縄県教育長のメッセージが当山宏町長及び比嘉秀勝教育長へ伝達されました。

島袋邦男中部保護区推進委員会推進委員長は「犯罪・非行を犯した人を、地域に戻し支えあい、誰一人として取り残すことがない明るい社会を作るため、一丸となって頑張っていきましょう」と話しました。

7
4

地元産品奨励及び 地元企業優先使用の要請行動



町商工会の村山博子会長及び関係者が町へ、地元産品及び地元企業の優先使用の要請を行いました。

毎年7月は県産品奨励月間となっており「チムドン魅力がいっぱい県産品」をスローガンに業界、消費者及び行政等全県民が一体となって県産品奨励に関する各種事業や広報活動を集中的に実施しています。

村山会長は「町内業者も、生産技術・生産性の向上に努めますので、嘉手納町におかれましても発注・利用の活用をお願いすると共に、町民のみなさんへも地元産品優先使用の意識向上を図って頂くようお願いいたします」と話しました。

町民インフォメーション information

生活情報

■ お子さんのいる保護者の皆さんへ

児童扶養手当、特別児童扶養手当、母子及び父子家庭等医療費助成を受けている方は、前年分の所得や現在の養育状況などを確認するため、毎年、現況届(所得状況届)の提出が必要です。現況届の提出がない場合は、受給資格があっても手当等の受給ができなくなります。忘れずに必ず手続きをしてください。

- 1 児童扶養手当・母子及び父子家庭等医療費助成(児童扶養手当併給者のみ)

受付期間 令和4年8月1日～9月30日(土・日・祝日を除く)

- 2 特別児童扶養手当・母子及び父子家庭等医療費助成(児童扶養手当を併給していない方)

受付期間 令和4年8月12日～9月2日(土・日・祝日を除く)

受付時間 午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)

※混み合うため、お時間に余裕を持ってお越しください。

※なお、必要書類等の詳細については各自に郵送される現況届の案内通知をご覧ください。(7月下旬送付予定です)

お問い合わせ 子ども家庭課 児童福祉係 TEL：956-1111 (内線122)

■ むし歯予防に効果的!フッ化物塗布券のご案内

町内指定歯科医院で行うフッ化物塗布を、無料で受けられる塗布券を交付しています。

対象者 嘉手納町に住所を有する満1歳から中学3年生まで

料金 無料

交付期間 毎年4月1日から翌年3月31日までの間で2回交付できます

申請方法 母子(親子)健康手帳をお持ちになって、子ども家庭課窓口で申請してください

歯が生えた1歳頃から、定期的に塗布を受けるとむし歯の予防に効果的です。

ぜひご利用ください。定期的な受診を習慣付け、健康な歯を育てましょう。

指定歯科医院

- なかお歯科クリニック
- 上運天歯科矯正歯科
- 知花歯科
- みずがま歯科医院
- 名嘉病院

お問い合わせ 子ども家庭課 母子保健係 TEL：956-1111 (内線159)



基地被害に関する苦情は  **0800-200-4665へお寄せください。** 基地渉外課

苦情を入れる際は、いつ、どこで、どのような被害を受けたかをできるだけ具体的にお伝えください。

■ 低所得子育て世帯生活支援特別給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯に対し、低所得子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

【ひとり親世帯分】

児童扶養手当受給世帯には、すでに給付済みですが、以下の要件に該当する世帯も対象となります。

- 支給対象者**
- 公的年金給付(遺族年金、障害年金、老齢年金等)を受けていることにより令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
 - 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

【ひとり親世帯以外分】

- 支給対象者**
- 申請が不要な方
 - ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の支給を受けている者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者
 - ②令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月までの分の児童手当または特別児童扶養手当の新規受給資格及び額改定の認定を受けた方で令和4年度分の住民税均等割が非課税である者(転入を理由とする認定は除く)

○申請が必要な方

- ③ ①または②以外の方(例:高校生の児童のみを養育している方、公務員等)で下記に該当する者
 - ・令和4年度の住民税均等割が非課税である者
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の家計が急変し、令和4年度の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者(家計急変者)

対象児童 平成16年4月2日(特別児童扶養手当の受給対象児童の場合は平成14年4月2日)から令和5年2月28日までで出生した児童。
※ひとり親世帯分の給付金を受給した児童は除く

支給金額 対象児童一人あたり5万円

申請期限 令和5年2月28日(火)

※申請方法等につきましては、嘉手納町役場ホームページをご覧ください。

※住民税の申告がお済みでない方は、課税状況が確認できないため本給付金の支給ができません。令和4年1月1日に住所があった市町村で住民税の申告をしてください。

お問い合わせ 子ども家庭課 児童福祉係 TEL: 956-1111 (内線122・271)

■ 教えて！国民健康保険 vol.211

下記に該当する方は申請により保険税が減額される場合があります。

【減免制度】

主に、失業・災害・病気などの理由で、去年と比べて今年の収入が大幅に減少し、国保税の納付が困難である場合、国保税の一部が減額される制度です。

申請に必要なもの 印鑑及び減免を受けようとする理由を証明する書類(離職票、診断書、雇災(りさい)証明書など)・車検証など

【非自発的失業者にかかる軽減措置】

会社の倒産や解雇・雇止め等により失業し、雇用保険を受給している方について、国保税を軽減する制度です。

申請に必要なもの 印鑑及び雇用保険受給者証

【夜間・休日窓口のお知らせ】

夜間窓口 8月4日(木)・9月8日(木)午後8時まで

休日窓口 8月28日(日)・9月25日(日)午後1時～午後5時

お問い合わせ 町民保険課 国民健康保険係 TEL: 956-1111 (内線162・163)

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。給付金を受給するためには、**手続が必要**です。

給付金の支給額 1世帯あたり10万円(ただし、令和3年度臨時特別給付金を受給された方は対象外です。)

給付金の支給時期 嘉手納町が確認書(または申請書)を受理した日から1か月後が目安です。

支給対象と申請の有無 支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」の世帯

嘉手納町から8月中に
確認書が届きます(要返送)

※一部申請が必要な場合があります。令和4年6月1日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。
※令和3年度臨時特別給付金をすでに受給された方は対象外です。

対象者 ①令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

対象の世帯には令和4年3月に確認書を送付しております。

- 確認書は令和3年度末申告や課税の方がお一人でもいた場合には送付していません
- 基準日(令和3年12月10日)時点でお住まいの市区町村にて手続きしてください
- 令和3年度分の対象者の方で受給がまだの方はご相談ください

②令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯 ※①を受給していない世帯のみ

令和4年1月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」の収入となった世帯
(家計急変世帯)

申請が必要です

申請期限 令和4年9月30日(金)まで

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】嘉手納町役場福祉課

対象者 家計急変世帯

令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が新型コロナウイルス感染症の影響で「住民税非課税相当」の収入となった世帯です。

お問い合わせ 福祉課 社会福祉係 TEL: 956-1111 (内線128)

年金だより 年金を受け取るには、ご自身で手続き(年金請求)を行う必要があります。

年金請求書の事前送付

国民年金や厚生年金の加入者が年金を受け取れるようになったとき、支給開始年齢または65歳になる3か月前に、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所および年金加入記録をあらかじめ印字した「年金請求書(事前送付用)」が日本年金機構からご本人あてに送付されます。

請求書の提出について

老齢基礎年金の請求書の受付は65歳になってからです。戸籍・住民票などは、受給権発生日以降に交付されたもので、かつ、年金請求書の提出日において6か月以内に交付されたものをご用意ください。65歳になる前に提出された場合は受付できませんのでご注意ください。

「年金に関するお知らせ(ハガキ)」が郵送される方

日本年金機構が基礎年金番号で管理する年金加入記録だけでは老齢基礎年金の受給資格を確認できない方や60歳到達後に老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給権が発生する方に、60歳になる3か月前に「年金に関するお知らせ(ハガキ)老齢年金のお知らせ」が送付されます。受給資格が確認できない方は、お知らせした加入期間のほかに「合算対象期間」などを加えることで受給資格を満たす場合がありますので、年金事務所へハガキを持参しご相談ください。

お問い合わせ コザ年金事務所 TEL: 098-933-2267
町民保険課 住基年金係 TEL: 956-1111 (内線141・147)



令和4年度 中学校卒業程度認定試験のお知らせ

「中学校卒業程度認定試験」とは、学校教育法第十八条に規定された、病気などやむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された子等に対して、高等学校入学に関し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験です。合格者には、高等学校入学資格が与えられます。

受験資格

次うち、いずれかに該当する方が受験できます

- (1) 就学義務猶予免除者である者又は就学義務猶予免除者であった者で、令和5年3月31日までに満15歳以上になるもの
- (2) 保護者が就学させる義務の猶予または免除を受けず、かつ、令和5年3月31日までに満15歳に達する者で、その年度の終わりまでに中学校を卒業できないと見込まれることについてやむを得ない事由があると文部科学大臣が認めたもの
- (3) 令和5年3月31日までに満16歳以上になる者((1)及び(4)に掲げるものを除く)
- (4) 日本の国籍を有しない者で、令和5年3月31日までに満15歳以上になるもの

試験案内配布期間

令和4年7月4日(月)～9月2日(金)まで

願書請求先

沖縄県教育庁義務教育課

願書受付期間

令和4年7月4日(月)～令和4年9月2日(金)まで ※令和4年9月2日(金)までの消印有効

試験日時

令和4年10月20日(木)

試験会場

沖縄県庁13階 第3会議室(那覇市泉崎1丁目2番2号)

試験科目

国語・社会・数学・理科・外国語(英語)

提出先

文部科学省生涯学習推進課 認定試験第二係
※受験希望者から直接文部科学省へ書留郵便にて提出

●詳しくは、文部科学省のホームページをご覧ください。

お問い合わせ

沖縄県教育庁義務教育課 TEL：098-866-2741

嘉手納町教育委員会 教育指導課 TEL：956-1111 (内線269)

詳しくはこちら >>>



令和4年度 ペアレントトレーニング参加者募集

ペアトレは、子どもへの適した接し方を学ぶことで、楽しく子育てができる力を身につけていくプログラムです。「してほしくない行動」を減らし「してほしい行動」を増やしていきます。ペアトレは速効性があるわけではなく、じわじわと効果を実感することができます。同じ悩みや、困り感を抱えている仲間と共に、ゆっくり子どもへの接し方を学んでみませんか？

対象

- 町内在住で ①主に発達障がいをお持ちのお子さんを子育て中の保護者
②子育てに困り感を抱えている保護者
※原則、全日程参加でき、お子さんが未就学児・小学生の方

場所

嘉手納町総合福祉センター4階 中会議室

講師

岡崎 綾子 氏(ペアトレ研究会)

開催日

・10月 5日(水) ・10月19日(水) ・11月 2日(水) ・11月16日(水) ・12月 7日(水) ・12月21日(水)
・2023年 1月11日(水) 2月 1日(水)

※新型コロナウイルスの感染状況により日程を変更する可能性があります。

時間

午前10時～午前11時30分(全日程90分)

参加料金

3,000円(書籍代を含む)

定員

8名(※申込が定員を超えた場合は、選考の上参加者を決定します、あらかじめご了承ください。)

申込期間

9月14日(水)まで ※参加決定者には9月16日(金)までにご連絡します。

お問い合わせ・申込み

嘉手納町社会福祉協議会 (担当：比嘉)

TEL：956-1177 (月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分)



■ 嘉手納町嘉手納霊園 16 区画を一般公募

平成26年度に策定した嘉手納町墓地整備基本計画において、策定後10年間で50区画の一般公募を実施することと定めております。これを受けて、嘉手納町霊園条例第5条の規定に基づき、嘉手納町嘉手納霊園(嘉手納町字東621(県道74号線沿い))の16区画を、町民を対象として公募いたします。

霊園名 嘉手納町嘉手納霊園 **公募区画数** 16区画(間口3m×奥行4mの12㎡) 【1区画3.63坪】

受付期間 令和4年8月22日(月)～9月2日(金)まで(土・日は除く)
午前8時30分～午後5時まで(正午～午後1時を除く)

受付場所 嘉手納町役場(3階) 産業環境課 環境衛生係

選考の方法 公募区画より申込者が多い場合は抽選とする

抽選期日 令和4年9月14日(水) 午後6時30分(※代理人可)

場所 嘉手納町中央公民館 2階大ホール(ロータリープラザ)

資格条件 令和4年7月1日現在嘉手納町に住所を有し、申請時に引き続き住所を有する者
現在、公営墓地に墳墓を所有していない世帯に属する者
※嘉手納町霊園条例を遵守すること

制限 申込は1世帯につき1件とする
令和4年10月1日を基準日とし、3年以内に墳墓の築造に着手出来る者
※区画は選べません ※仮墓の設置は禁止とする

使用料等 永代使用料【永代許可後一回限りの支払い】 1㎡当たり34,000円
1区画(12㎡×34,000円=408,000円)

管理料【毎年支払い】霊園の維持管理費として、墓地1㎡当たり50円
(年間1回 12㎡×50円=600円)

★応募用紙は、嘉手納町役場産業環境課(役場3階)で受取又は嘉手納町のホームページから印刷してご使用ください。

応募用紙の配布は、令和4年8月8日からとなります。

お問い合わせ 産業環境課 環境衛生係 TEL: 956-1111 (内線152・151)

詳しくはこちら >>>



■ 上級救命講習会受講者募集

受講日 令和4年9月18日(日)午前10時～午後6時

場所 ニライ消防本部 2階講堂

募集定員 15名

講習内容 心肺蘇生法・AED・その他の応急手当

受講対象 嘉手納町・北谷町・読谷村に在住する者又は在職若しくは在学する者(中学生以上)

受講条件 応急手当WEB講習を修了した者

受講料 無料

申込期間 令和4年8月1日(月)～9月17日(土)

※定員に達し次第受付を終了します。

※新型コロナウイルス感染拡大や災害等により中止、中断又は一部変更になる可能性があります。ご了承ください。

お問い合わせ ニライ消防 読谷消防署 TEL: 098-958-2119

ご寄附ありがとうございました

人材育成会への寄附について

比謝川まちづくり研究会より

一般寄附として

200,000円

(令和4年6月17日)

社会福祉協議会への寄附について

<読谷村字古堅>

上江洲 園枝様より

(故)夫 上江洲清 様の
香典返しとして

100,000円

(令和4年5月6日)

■ 食中毒を予防しましょう！

保健師だより



夏季は高温多湿な気候が続くため、細菌による食中毒に注意が必要です。細菌が増殖しても味やにおいの変化はほとんどなく、乳幼児や高齢者は重症化して死に至る場合もあります。

[原因] 食中毒の主な原因は夏場に多い『細菌』と冬場に多い『ウイルス』です。

細菌による食中毒(夏場に多い)

細菌は温度・湿度などの条件がそろうと食べ物の中で増殖し、その食べ物を食べることで食中毒を引き起こします。代表的なものは、腸管出血性大腸菌(O-157など)、カンピロバクター、サルモネラ属菌など。

予防の3原則

- [つけない] 手洗い・清潔な調理器具を使用し使い分ける
- [増やさない] 低温で保存し、冷蔵庫に詰め込み過ぎない
- [やっつける] 中心部まで十分過熱(75℃で1分以上)、器具を消毒する(熱湯・塩素系漂白剤)

[できていますか? 衛生的な手洗い]

- 1 流水で手を洗う
- 2 洗剤を手に取る
- 3 手のひら、指の腹面を洗う
- 4 手の甲、指の背を洗う
- 5 指の間(側面)、股(付け根)を洗う
- 6 親指と親指の付け根のふくらんだ部分を洗う
- 7 指先を洗う
- 8 手首を洗う(内側・側面・外側)
- 9 洗剤を十分な流水でよく洗い流す
- 10 手をふき乾燥させる
- 11 アルコールによる消毒

2度洗いが効果的です!
2～9までの手順をくり返し2度洗いで菌やウイルスを洗い流しましょう。

参考出典：厚生労働省HP・政府広報オンラインなど

嘔吐や下痢の症状など、食中毒かなと思ったら、市販の下痢止め等は服用せずに早めに医療機関を受診しましょう。

■ 令和4年度 敬老祝金の口座振込について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、原則口座振込で支給することになりましたのでお知らせいたします。継続で口座振込ができるため、以前から口座振込で受け取りをされている方は再申請の必要はございません。

新たに70歳になられる方及びこれまでに口座振込の手続きをされていない方には、7月下旬頃に申請書を送付いたしますので、申請の手続きをお願いいたします。なお、口座振込が難しい方につきましては、嘉手納町役場福祉課窓口で受け取ることができます。(10/1～10/31の土・日・祝日を除く)

※自治会事務所での支給は、行いません。

対象者 70歳以上の方(令和4年9月1日時点)

申請方法 福祉課窓口又は郵送での申請

口座振込の申請に必要なもの

- ①敬老祝金口座振込申請書(嘉手納町役場のホームページからの印刷も可能)
- ②印かん(スタンプ印不可)
- ③振込先口座の通帳の写し(本人名義のもの)
- ④身分証の写し(生活保護受給者の方は不要)

※代理人が申請される場合は、代理人の身分証の写しと印かんも必要です。

お問い合わせ・申請先 福祉課 社会福祉係 TEL：956-1111 (内線128)

■ 個人事業者の消費税の中間申告と納付

対象 令和3年分の確定消費税額が
48万円超の方

年1回の中間申告の申告・納付期限 8月31日(水)

振替納税利用の場合の口座振替日 9月28日(水)

[新型コロナウイルス感染症の影響に伴う取扱い]

中間申告書を提出期限までに提出することが困難な場合には、提出期限の延長が認められます。当期の業績が悪化している場合、「仮決算に基づく中間申告」もご検討ください。

詳しくは国税庁
ホームページへ



お問い合わせ

沖縄税務署 TEL: 098-938-0031

■ 第23回 平和メッセージ作品展

児童生徒のみずみずしい感性で表現した平和に関する「絵画・作文・詩・書道・硬筆」を募集した、嘉手納町平和メッセージ作品展を開催します。

日時 8月3日(水)～8月18日(木)

午前8時30分～午後6時 ※閉庁日を除く

場所 役場エントランスホール



お問い合わせ

基地渉外課 基地渉外係
TEL: 956-1111 (内線242)

■ ユンタンザパークゴルフ場使用に関する助成について

嘉手納町と読谷村では、「ユンタンザパークゴルフ場」に関する使用協定書を締結し、令和4年5月1日から嘉手納町民がユンタンザパークゴルフ場を1ラウンド(18ホール)を使用する場合に限り、使用料金を助成いたします。

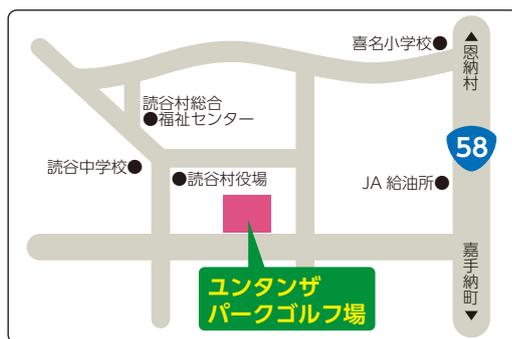
ユンタンザパークゴルフ場使用の際、嘉手納町専用の名簿に氏名、住所等を記入ください。

健康づくり、体力づくりの一環として、ぜひ、御利用ください。

使用料金は下記のとおりです。

使用料金	高校生以下	300円	→	200円(助成後)
	一般	700円	→	400円(助成後)
	65歳以上	400円	→	300円(助成後)

お問い合わせ 社会教育課 社会体育係
TEL: 956-1111 (内線265・266・267)



■ 上下水道課からのお知らせ

嘉手納町給水装置工事業者に、下記の事業者が追加されましたのでお知らせいたします。

会社名 合資会社 明光電気 **所在地** 沖縄県那覇市壺川一丁目12番3

TEL 098-833-3068

お問い合わせ 上下水道課 水道施設係 TEL: 956-1111 (内線: 174・175)

弁護士による相続無料法律相談会
遺言・家族信託・相続登記・遺産分割・遺留分
土曜無料相談会開催中!!



弁護士法人
琉球法律事務所
RYUKYU LAW OFFICE, L.P.C.

沖縄県那覇市牧志二丁目16番46号 タカラムンションマキシー1 201

沖縄県弁護士会所属 代表弁護士 **久保 以明** (会員番号: 29685)

無料法律相談会のご予約 >> **0120-927-122** 受付時間 10:00～17:00

広告



ホッと暮らしぶり
比謝川ガス

[本社] 〒904-0313 沖縄県読谷村字大湾531-11
TEL.098-956-1515 FAX.098-956-2110

[嘉手納支店] 〒904-0203 沖縄県嘉手納町字嘉手納 37-6
TEL.098-957-2422

www.hijagawagas.co.jp

図書館瓦版

図書館にいく時間がない？
じゅあ家にもっていきま〜♪

本の配送「いもっち便」

通常運行中



- 期 間** 令和4年4月1日～令和5年3月31日
- 配送時間** 第2・第4木曜日 午前9:30～11:00
- 配送冊数** 1世帯10冊まで※配送は一日5世帯まで
- 利用対象者** 嘉手納町民の方。(理由は問いません)
- 受付方法** 電話受付のみ(電話で借りたい本をお伝えください。作品名及び著者名がはっきりわからない場合でもご相談下さい)配達予定時間には在宅をお願いします。

夏休みを遊びつくせ!!

- ・こびと探し
- ・司書と交換日記
- ・こどもシアター
- ・こども司書体験



大人のための夏休み

★嘉手納町民
18才以上限定

日時: 8月27日(土) 18:00～21:00
場所: 嘉手納町立図書館 定員: 20名(当日先着順)

Café Menu

- ・アイスコーヒーセット
- ・アイ스티ーセット
- ・ジュースセット

ちゅーとした
お菓子か?
ついてます☆

※ドリンクの提供はなくなり次第終了となります
※飲み物食べ物持ち込み可、飲食エリアは制限あります
※資料の汚損等は弁償となります



<8月の休館日>毎週月曜日・11日(山の日)、25日(整理休館日)

お問い合わせ 嘉手納町立図書館 TEL:957-2470

暖かい季節はひんやりプールで汗を流してみませんか? トレーニング室と合わせて、水中でも陸上でもたくさん運動して、体を温めましょう!

温水プール



トレーニングルーム



増進センターは6階なので景色が抜群! たくさん運動して、心も体もリフレッシュさせましょう!



けんとろう通信

営業時間

平日 9時半～18時
土日祝 10時半～18時

8月お知らせ

トレーニングルーム・マシン紹介 第3弾

アダクション&アブダクション



このマシンは2種類の運動が行えるマシンで、太ももやお尻の筋肉を鍛えることができます。足を閉じる運動は内転筋群を中心とした太ももの内側の筋肉を鍛えられるので女性の内ももの引き締めにも効果的。開く運動では中殿筋を中心と



鍛える部位

太ももの内側・外側
(内転筋群・外転筋群)

したお尻周りの筋肉を鍛えられます。中殿筋は、歩く、走るなど片脚立ちになる際に身体を支える時に力を発揮します。この筋肉が弱ってくると歩く時にふらつきたりすることがあります。



お問い合わせ 嘉手納町健康増進センター TEL: 956-1230



町長日誌

令和四年六月十一日～七月十日

六月

十三日 6月定例会議(十四日迄)
十五日 管理職会議
説明会「自治体の行政手続きのオンライン化について」

十六日 「寄付金贈呈式」 徳里産業様より
「要請」沖縄防衛局
トリエ通信施設の米軍関連新施設工事に係る地元企業優先活用について

十七日 「寄付金贈呈式」 比謝川まちづくり研究会様より
庁議

二十日 嘉手納町観光協会 定時会員総会
「視察対応」内閣府 黄川田副大臣
道の駅視察

二十一日 沖縄県市町村職員互助会 役員会
沖縄県市町村職員互助会 定時総会

二十二日 令和4年沖縄県全戦没者追悼式
管理職会議
嘉手納町商工会 建設工業部会
懇談会

七月

一日 「要請対応」 嘉手納町商工会
(地元産品優先使用)
第72回社会を明るくする運動出発式

四日 庁議
嘉手納町産業まつり実行委員会

五日 沖縄県町村土地開発公社 総会
沖縄県町村会 理事会
中部市町村会 正副会長会議

六日 「寄付金贈呈式」 大興建設様より
夏の交通安全原民運動出発式

七日 「要請対応」 沖縄県工業連合会
(県産品優先使用)
嘉手納町国保運営協議会

八日 嘉手納町国保運営協議会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため各行事は延期または中止する可能性がありますのでご了承ください。

町民カレンダー

ひと、みらい輝く交流のまちかでな

令和4年9月

日	曜日	行事名	開催時間	開催場所
1	木	総合健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
2	金	グッジョブ・サポート・嘉手納	午前10時～午後5時	役場エントランスホール
3	土			
4	日			
5	月			
6	火	すこやか健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
		グッジョブ・サポート・嘉手納	午前10時～午後5時	役場エントランスホール
7	水			
8	木	総合健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
9	金	グッジョブ・サポート・嘉手納	午前10時～午後5時	役場エントランスホール
		1歳6か月児健診	受付:午後1時～2時	総合福祉センター3階
10	土	週末集団健診③	受付:午前8時30分～11時	役場エントランスホール
11	日			
12	月			
13	火	すこやか健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
		グッジョブ・サポート・嘉手納	午前10時～午後5時	役場エントランスホール
14	水			
15	木	総合健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
		ニコニコ歯科健診	受付:午後1時～2時	総合福祉センター3階
16	金	グッジョブ・サポート・嘉手納	午前10時～午後5時	役場エントランスホール
		行政相談	午後2時～4時	総合福祉センター4階
17	土			
18	日			
19	月	敬老の日		
20	火	すこやか健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
		グッジョブ・サポート・嘉手納	午前10時～午後5時	役場エントランスホール
21	水			
22	木	総合健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
23	金	秋分の日		
24	土			
25	日			
26	月			
27	火	すこやか健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
		グッジョブ・サポート・嘉手納	午前10時～午後5時	役場エントランスホール
28	水			
29	木	総合健康相談	午前9時～11時30分	役場保健師室
30	金	グッジョブ・サポート・嘉手納	午前10時～午後5時	役場エントランスホール

- 嘉手納町役場
☎ 956-1111
- 基地被害苦情110番
☎ 0800-200-4665

通話料無料。24時間365日対応。音声ガイドにて対応いたします。

- 社会福祉協議会
☎ 956-1177
- 嘉手納町中央公民館
☎ 956-4142
- 嘉手納町立図書館
☎ 957-2470
- 嘉手納町商工会
☎ 956-2810
- かでな振興(株)
☎ 957-1414
- 比謝川自然体験センター
☎ 989-4222
- 嘉手納警察署
☎ 956-0110
- ニライ消防本部
☎ 956-9914
- 環境美化センター
☎ 982-8221
- 東区
☎ 956-3179
- 中央区
☎ 956-6223
- 北区
☎ 956-3928
- 南区
☎ 956-4688
- 西区
☎ 956-4544
- 西浜区
☎ 956-4541
- 夜間・休日高齢者相談窓口(比謝川の里)
☎ 957-3000

平日夜間:午後5時15分以降
休日(土、日、祝日):24時間対応

- 屋良小学校
☎ 956-2214
- 嘉手納小学校
☎ 956-2264
- 嘉手納中学校
☎ 956-2263
- 嘉手納高等学校
☎ 956-3336

2022
令和4年

9月 中央公民館講座

全8回 姿勢矯正エクササイズ教室

～無理のない動きでストレッチ、心も身体もリフレッシュしよう～

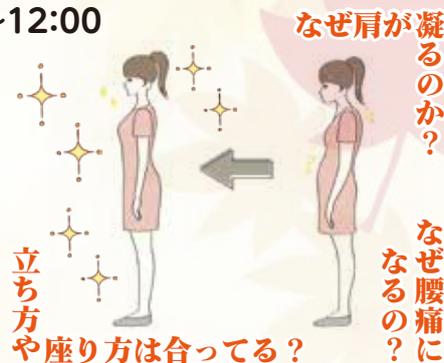
日時 9月5日～11月14日 毎週月曜日 10:00～12:00
(祝日休)(10/24休み)

講師: ^{しん ざと}新里 ^{ふみ}史氏
(国際姿勢矯正エクササイズ協会IPCEA認定トレーナー)

定員: 10名

ヨガブロック代: 550円

場所: 嘉手納町中央公民館 和室(ロータリープラザ2F)



全8回 月桃編み教室

～身近にある月桃を使ってカゴを作ろう～

日時 9月7日～10月26日 毎週水曜日
10:00～12:00

講師: ^{よし もと}吉本 ^{あずさ}梓氏 (工芸作家)

定員: 10名

持ち物: タオル、飲み物

材料代: 3,000円

場所: 嘉手納町中央公民館 和室
(ロータリープラザ2F)



全2回 ヴィーガン発酵スイーツ作り

～身体にも地球にも優しいおやつを暮らしに～

日時 9月22日～29日 毎週木曜日
13:00～15:00

講師: ^{はっとり あやの}服部あや乃氏
(発酵ライフクリエイター)

定員: 10名

持ち物: エプロン、頭巾、ハンドタオル

材料代: 3,000円

場所: 嘉手納町中央公民館 調理室
(ロータリープラザ5F)



申込み 嘉手納町中央公民館 (ロータリープラザ2F)

対象: 一般成人(町民及び町内在職者) 受講料: 無料 ※筆記用具はご持参ください。

受付期間: 令和4年8月17日(水)～30日(火)〈土・日・祝日除く〉 午前8時半～午後5時(正午～午後1時除く)

申込先: TEL.956-4142 ※キャンセルされる場合は、講座開始3日前までにご連絡お願い致します。

※講座中に撮影した画像等は、嘉手納町広報活動(広報紙、報告書、展示会等)に使用いたします。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては延期、もしくは中止する場合がございます。